

ジェイブーツーリスト(株)への認証申出について

一般社団法人 全国旅行業協会

1. 当協会は、下記旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者がその取引によって生じた債権に関して、旅行業法に基づく弁済業務保証金制度により、令和4年5月18日～7月19日までの間、認証の申し出を受け付けております。

当協会HPへの告知：令和4年5月18日

官報による認証事務開始の公告：令和4年6月3日

なお、下記旅行業者との旅行業務に関して取引をし、かつ認証申出受付期間内に認証申し出がされない方については、認証申出の順序に従って認証に係る事務を行います。その場合、当協会の弁済業務保証金制度では弁済が受けられない可能性があります。

2. 旅行業者の名称等

商号：ジェイブーツーリスト(株)
主たる営業所の所在地：三重県松阪市石津町295-4
代表者：代表取締役 常保 昌男
旅行業の業務の範囲：第2種旅行業務
登録番号：三重県知事登録 第2種 第132号
保証社員資格取得日：昭和54年9月26日

参考 弁済業務保証金制度とは

旅行業法に基づく保証制度で、当協会の保証社員()である旅行者が消費者の旅行キャンセルによる旅行代金を返還できないなどの金銭的被害が生じた場合、その旅行者に対し、当協会が弁済限度額の範囲内でその債権を弁済する制度です(旅行業法第48条)。

保証社員：旅行業法及び当協会の弁済業務規約に定められた『弁済業務保証金分担金』を納付した旅行者

最初の認証申出があった日から60日を経過した日までの受付期間(上記旅行会社の場合、最初の認証申出があった令和4年5月18日から7月19日まで)内に認証申出を行い、当協会による認証決議を受ける必要があります(旅行業法施行規則第60条、同第61条)。

なお、受付期間内になされた認証申出はすべて同時受理とみなされ、認証決議額の合計が弁済限度額を超えた場合(上記旅行業者の弁済限度額は1,100万円)には、認証申出のあった債権額の割合によって認証されます。

お問い合わせ先：

(一社)全国旅行業協会 三重県支部 TEL：059-225-2201

(一社)全国旅行業協会 本部事務局 TEL：03-6277-8310

令和 4年 5月18日

各 位

一般社団法人 全国旅行業協会

認 証 申 出 に つ い て

当協会会員である ジェイピーツーリスト(株) が取り扱ったお客様のご旅行に関しまして大変ご迷惑をお掛けしておりますこと、誠に申し訳なく存じます。

ジェイピーツーリスト(株) は、当協会に弁済業務保証金分担金 220 万円 を納付しておりますので、旅行業法(第48条)の規定によりましてお客様への弁済限度額が 1,100 万円 となります。現時点では全額保証に成るか否かは未定でございます。(注1~4)

4 頁に記載の「認証申出の手続きにおける提出書類」の必要書類 ~ (必要に応じて 及び) をご準備いただき、速やかに提出下さるようお願い申し上げます。

(注1) 認証申出受理とは、全ての提出書類が完備している状態での受付となりますので、記入・押印・添付漏れのないように確認の上送付下さい。提出書類に不備がある場合は、受け付けられませんのでご承知下さい。

(注2) 申出期間は「最初の認証申出のあった日」から 60 日を経過した日までとなります。
申出期間内の申出につきましては同時受理となります。

(注3) 前述の 60 日を経過後の認証申出については、受理の順序に従って認証の事務を行います。

(注4) 申出期間内での認証決議額の合計が弁済限度額を超える場合は、認証申出のあった債権額の割合によって認証されます。この場合、60 日経過後の申出はお受けすることが出来ません。

(注5) 提出書類は念のためコピーを取り、ご本人様の控えとして保管下さい。

【書類送付先】

書類をご送付頂く場合は **簡易書留郵便** でお送り下さい。

〒514-0824 三重県津市神戸 2 0 2 津スポーツセンター 2 階
一般社団法人 全国旅行業協会 三重県 支部 宛

なお、書類の記入についてご不明な点がございましたら
支部事務局 059-225-2201 または、
本部事務局 弁済担当 03-6277-8310 までお問い合わせ下さい。

認証申出（保証金の還付）手続きについて

- 1 お客様が申込みされた旅行の企画・実施会社が ジェイビーツーリスト(株) 以外の場合は弁済保証制度の対象となりません。その場合は企画・実施会社へお問い合わせ下さい。
- 2 旅行契約に起因しない債権、また、債権についての立証が不十分であったり、申出人に重大な過失があると認められたりした場合は債権の認証は拒否されます。
- 3 当協会苦情弁済委員会で審査を経て、決議となりますので、現時点では申出額が全額還付の対象と成るか否かは未定です。
- 4 認証決議後、東京法務局からの還付金の取戻し手続きに、行政機関の発行する印鑑証明書(発効後3ヶ月以内)及び還付請求を協会へ委任するための委任状のご提出が必要となります。その際に、認証申出書、委任状に押印されている印影と印鑑証明書の印影とが一致しているかの照合を行うこととなります。認証申出書等に押印する印鑑は必ず印鑑証明書に登録している印鑑(登録予定の印鑑)を押印下さい。
- 5 全体の大まかな流れは、別頁のフローチャートでご確認下さい。

6 クレジットカードでお支払された方

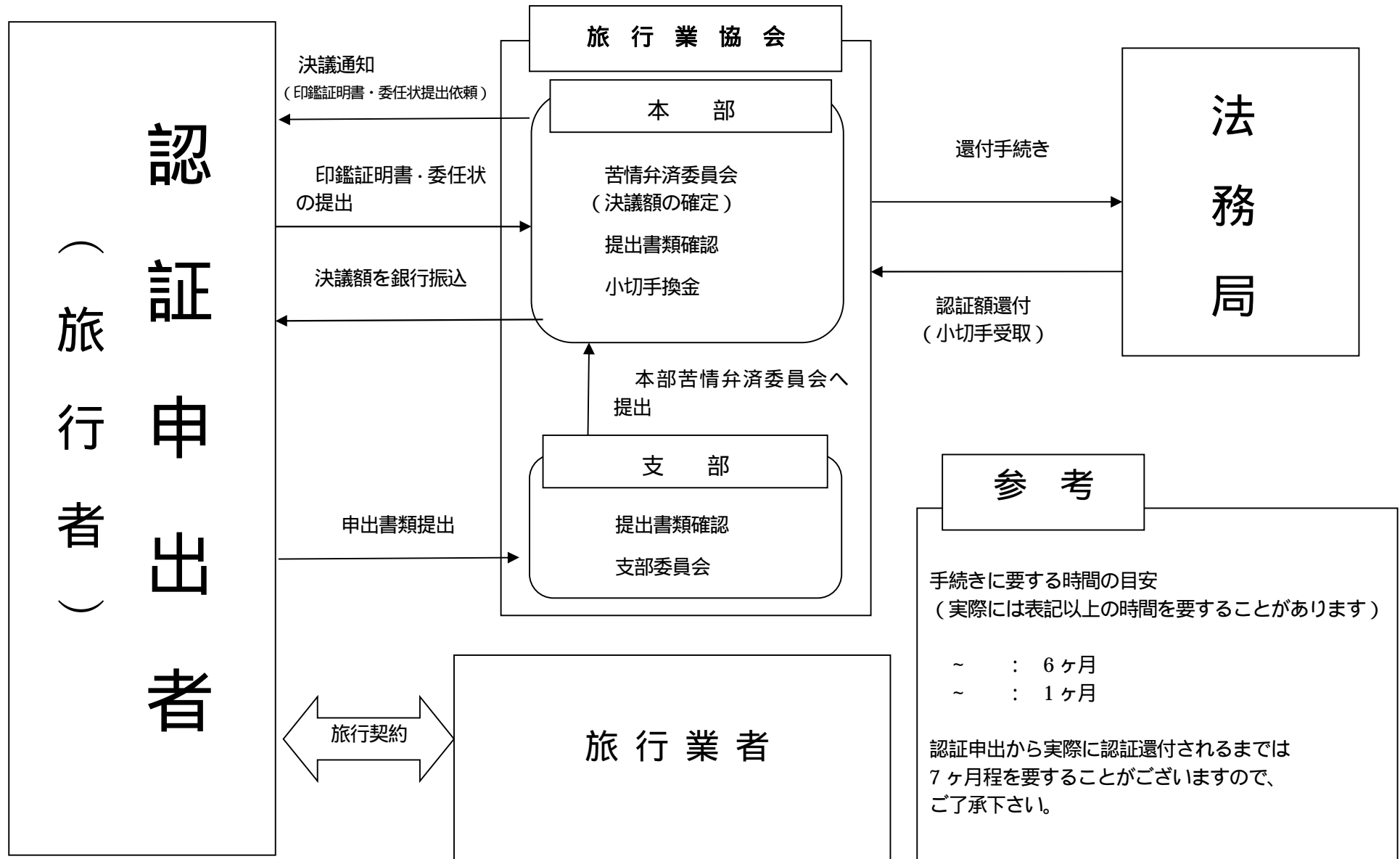
クレジットカードで旅行代金をお支払された方は、当協会へ認証申出をされる前にクレジットカード会社へ支払停止又は返金を申し出てください。クレジットカード会社による支払停止（引き落としがされない）又は、返金がある場合は、その金額については認証の対象となりません。

また、認証申出書を送付後、クレジットカード会社による支払停止又は返金があった場合は、速やかに当協会へご連絡いただきますようお願いいたします。なお、クレジットカード会社による支払停止を受けていながら、認証申出による還付金を受領された場合は不正受給となり、詐欺罪等に問われる可能性がありますのでご注意ください。

認証申出書類記入の注意

1. 申出は、原則旅行契約者の方(旅行代金をお支払した方)が代表者となって手続きを行って下さい。
2. 親睦会などの団体名で旅行契約されている場合、氏名又は名称の欄にその名称を記入頂き、代表者名の欄に代表となって頂く方の氏名を記入して下さい。
3. 認証決議後に印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)を提出してもらいます。申出書類には印鑑登録した(登録予定の)印鑑でご捺印下さい。
4. 未成年者の申出は保護者が代理となり、全ての氏名欄の上段に保護者名と下段に未成年者のお名前をお書きのうえ、親子関係の分かる書類(住民票等)を添付下さい。また、経緯書内でその旨を記入して下さい。

認証申出のフローチャート



認証申出手続きにおける提出書類

押印は全ての書類に**印鑑証明登録印**を捺印して下さい

提出書類 チェックシート (提出物1)	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類が完備しているか確認し“チェック”欄に“レ”を付けてください。 個人情報の取扱いについてをご確認いただき、同意される場合“同意欄”にご署名ください。
認証申出書 副本(提出物2-1) 正本(提出物2-2) 印鑑は印鑑登録 している実印で 捺印ください	<p>(別紙1)を参考に、添付の「弁済第3号様式」に正・副同一内容で記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正本・副本には捨印欄を含め2箇所ずつ捺印が必要です。 申出に係る債権の額の欄は、当該旅行会社との旅行契約に基づいて支払った金額を記入してください。 旅行契約のみ認証対象となります。(銀行振込手数料・保険料は対象外) 金額の訂正、修正は不可 “取引が成立した時期”の欄は、最初に申込金又は、旅行代金を支払った時期を記入してください。
経緯書 捺印	<p><u>(別紙2)にご記入いただくか、それに類する内容の文書を提出して下さい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 経緯書をもとに審議を行いますので、旅行業者とのやりとり等、第三者が読んで旅行債権の内容、取引の経過、債権発生原因、認証申出に至る経緯について詳細にお書き下さい。 旅行代金の支払い方法について記入ください。 クレジットカード決済の場合、カード会社へ支払停止又は返金の相談を申し出ください。 <p>必要記載事項</p> <p>・行先(ツアー名) ・旅行日程 ・債権額 ・取引成立時期 ・支払年月日 ・支払い方法</p> <p>・債権発生の原因 ・認証申出に至った経緯</p>
支払関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 領収書、銀行振込の控え(原本)、ネットバンキングでの送金の場合は送金完了画面を印刷、クレジットカード決済の場合はクレジットカード会社の請求書等の原本を添付してください。 <p>コピーでの提出は不可です。</p>
取引関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 旅行申込書、旅行行程表、旅行条件書、参加証、旅行に係る引替証、取引メール、FAX等による通知証拠、パンフレット、チラシ等で所持しているもの全て添付してください。
構成者名簿 (提出物3)	<p>2名以上でお申込みの場合は、(別紙3)を参考に添付の用紙に記入してください。 契約書面等で、参加者全員の氏名・連絡先が確認できれば提出は不要です。</p>
振込先銀行 指定書 (提出物4)	<p>(別紙4)を参考に、添付の用紙に記入ください。</p>
資格証明 (法人の場合)	<p>申出人が法人の場合のみ必要となります。 会社の代表者であることの証明・・・登記簿謄本又は、登記事項証明書 発行後3カ月以内のものを添付して下さい。</p>
印鑑証明書 (法人の場合)	<p>発行後3カ月以内のものを添付して下さい。 申出人が法人の場合は、代表者名で登記所の証明があるものを用意して下さい。 未成年者の場合は、保護者の印鑑証明書と親子関係を証明できるもの(戸籍 謄本等)も添付して下さい。 認証決議後、還付手続きの為、当協会より法人・個人含めたすべての申出者へ印鑑証明書の提出を依頼します。</p>

弁済 第3号様式

受付年月日		保留期限日	
受理年月日		受理番号	支部 号

認 証 申 出 書 (正本)

年 月 日
書類記入日一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊博決議後、提出する
印鑑証明書の住所と同一で記入

住 所 東京都港区赤坂4丁目2番19号

申出人 氏名又は名称

代表者名

印

旅行業法第48条第1項及び弁済業務規約第10条の規定に基づき、下記のとおり債権について認証をうけたいので、添付書類を添えて申出をいたします。

記

1. 取引の相手方である旅行者

住 所 東京都港区赤坂4丁目2番19号
氏名又は名称 株式会社 旅行社
代表者名 代表取締役 東京 太郎

2. 申出に係る債権の額 金 300,000 円

当該旅行者に
支払った金額弁 済 業 務
副 管 理 役

最初に支払った期日

3. 取引が成立した時期 令和 年 月 日

取引成立が
複数の場合は { 令和 2年10月1日から
令和 2年11月2日まで

印

上記の申出による債権について { 債権額 円について認証いたします。
認証を拒否します。

(理 由)

記入しないでください

年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会長

印

捨
印

(記入例)

構成者名簿

団体・グループ旅行契約の場合は、申出者以外の構成者の方に事実確認をさせていただく場合がございますため、構成者名簿をご提出いただきます。

・団体・グループ契約とは、(例えば)同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の中からその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約をいいます。

・構成者名簿の提出にあたっては、構成者のご氏名、日中に連絡がつく電話番号を記入下さい。(ご記入いただいた情報は、当申出に係る弁済業務の手続き以外には一切使用いたしません)

・弁済業務とは、旅行業法の規定による法律に基づいた制度です。

(団体・グループ名) _____ 総計 _____ 名

ご 氏 名	ご 連 絡 先 (日中にご連絡のつく電話番号)
○ ○	090 - -
× × × ×	080 - × × × × - × × × ×
	03 - -

振込先銀行指定書



登録済の印鑑を押印
印鑑証明書

一般社団法人 全国旅行業協会
会 長 殿

振込先銀行名 _____ 銀行 _____ 支店

口座種目 普通 当座・その他(_____)

口座番号

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

送金の間違いを防ぐため、必ずフリガナを記入下さい。



口座名義 フリガナ	マ	ル	マ	ル		マ	ル	マ	ル	
口座名義										

ゆうちょ銀行ご指定の場合、支店名ではなく支店番号を記入下さい。
支店番号がご不明の場合は、通帳に記載されています“記号”と“番号”を記入下さい。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

日中連絡のつく
電話番号を記入下さい

住 所 (〒 _____)

東京都港区赤坂4丁目2番19号

氏 名



登録済の印鑑を押印
印鑑証明書

電話番号 (090-xxxxx-xxxxx)

提出書類チェックシート

書類を封入する前に、下記チェックシートで今一度、書類が完備しているかの確認をお願いいたします。

この「提出書類チェックシート」を一番上にして、下記の順番で書類を揃え、簡易書留でご送付下さい。

なお、お申出にご記載頂きました個人情報は下記の通り第三者提供を行うことがありますので、ご確認いただき、同意欄にご署名・ご捺印をお願いいたします。

チェック	提出書類	チェック項目
	提出書類チェックシート（この用紙）	提出書類のチェック・個人情報の取扱いの同意欄への署名がもれていないか
	認証申出書（正本・副本）	捺印を含め4箇所を押印されているか
	経緯書	債権額が認証申出書と合致している
	支払関係書類【領収書、銀行振込の控（原本）、ネットバンキングでの送金は送金完了画面を印刷、クレジットカード会社の請求書（原本）】	支払額が認証申出額と一致しているか
	取引関係書類【旅行申込書、行程表、条件書、取引に関するメール等、全て】	申出額と旅行関係書面の額が一致しているか
	構成者名簿（必要な方のみ）	ご連絡先を記入しているか
	振込先銀行指定書	捺印を含め2箇所を押印されているか 口座名義が確実に記載されているか
	資格証明 （法人の場合）	取得後3ヶ月以内のものか （法人でない場合不要）
	印鑑証明 （法人の場合）	取得後3ヶ月以内のものか （法人でない場合、現時点での提出は不要）

個人情報の取得・利用・提供について

認証申出に係わる個人情報について、申出人との連絡のために利用するほか、還付手続きのため東京法務局への開示または提供、認証審査に必要な範囲内で債権の発生の原因たる事実、債権の額その他の事項の調査のために、認証対象保証社員及びその代理人、破産管財人、登録行政庁、旅行業務に係る取引事業者等に質問し、あるいはこれらの事項を立証する書類・資料等の提出を求める際に、これらの方々に対して開示または提供することがあります。

書類のご提出先

〒514-0824
三重県津市神戸 202
津スポーツセンター2階

（一社）全国旅行業協会 三重県支部

同意欄

上記（個人情報の取得・利用・提供について）に同意します。

令和 年 月 日

名前 _____

提出物 2 - 1

弁済 第3号様式

受付年月日		保留期限日	
受理年月日		受理番号	三重県支部 弁第 号

認 証 申 出 書 (副本)

令和 年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会 長 二 階 俊 博 殿

住 所

申 出 人 氏名又は名称

代 表 者 名

印

捨
印

旅行業法第48条第1項及び弁済業務規約第10条の規定に基づき、下記のとおり債権について認証をうけたいので、添付書類を添えて申出をいたします。

記

1. 取引の相手方である旅行者

住 所

三重県松阪市石津町295-4

氏名又は名称

ジェイピーツーリスト(株)

代 表 者 名

代表取締役 熊谷 義男

2. 申出に係る債権の額

弁 済 業 務
副 管 理 役

3. 取引が成立した時期

印

上記の申出による債権について { 債権額 円について認証いたします。
認証を拒否します。

(理 由)

年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会 長

印

弁済 第3号様式

受付年月日		保留期限日	
受理年月日		受理番号	三重県支部 弁第 号

認 証 申 出 書 (正本)

令和 年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会長 二階 俊博 殿

住 所

申 出 人 氏名又は名称

代 表 者 名

印

捨
印

旅行業法第 48 条第 1 項及び弁済業務規約第 10 条の規定に基づき、下記のとおり
債権について認証をうけたいので、添付書類を添えて申出をいたします。

記

1. 取引の相手方である旅行者者

住 所 三重県松阪市石津町 2 9 5 - 4
 氏名又は名称 ジェイビーツーリスト(株)
 代 表 者 名 代表取締役 熊谷 義男

2. 申出に係る債権の額

弁 済 業 務
副 管 理 役

3. 取引が成立した時期

印

上記の申出による債権について { 債権額 円について認証いたします。
認 証 を 拒 否 し ます。

(理 由)

年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会 長

印

振込先銀行指定書

一般社団法人 全国旅行業協会
会 長 二 階 俊 博 殿

振込先銀行名 _____ 銀行 _____ 支店

口座種目 普 通 ・ 当 座 ・ その他 (_____)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

送金の間違いを防ぐため、必ずフリガナを記入下さい。



口座名義 フリガナ											
口座名義											

ゆうちょ銀行ご指定の場合、支店名ではなく支店番号を記入下さい。
支店番号がご不明の場合は、通帳に記載されています“記号”と“番号”を記入
下さい。

令和 年 月 日

日中連絡のつく
電話番号を記入下さい

住 所 (〒 -)

氏 名

印

電話番号 (- -)